

# 地域未来交付金（内閣府地方創生推進室）

令和8年度概算決定額 **1,600.0 億円**  
（令和7年度予算額 2,000.0億円）

参考資料4

## 事業概要・目的

○地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策等を推進する。

○地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。

○人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

## 事業イメージ・具体例

### ○主な対象事業

- ・地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。
- ・各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援。

スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



## 資金の流れ



※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

## 期待される効果

○地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

# 地域未来交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

## 令和7年度補正予算額 1,000.0億円

### 事業概要・目的

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進する。
- 地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
- 人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

### 事業イメージ・具体例

#### ○対象事業

#### 地域未来推進型

地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体による地域独自の取組を後押し。



スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備

#### デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。



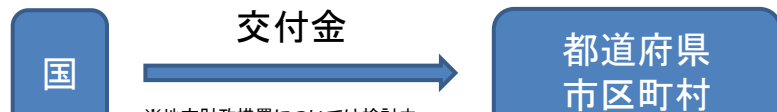
#### 地域防災緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援。

#### 地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援。

### 資金の流れ



※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

### 期待される効果

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

# 食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和8年度予算（案）額 **47百万円**（令和7年度予算額 60百万円）〔食品ロス削減推進調査経費〕

令和8年度予算（案）額 **1.8百万円**（令和7年度予算額 1.7百万円）〔食品ロス削減推進会議〕

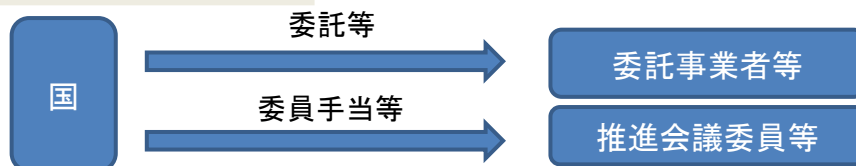
## 事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要である。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
  - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
  - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行う。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
  - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰する。
  - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。
- 諸外国における制度等の調査
  - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行う。
- 食品ロス削減推進会議の開催
  - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行う。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 2000年度比で2030年度までに、事業系食品ロス量を60%削減、家庭系食品ロス量を早期に半減させる目標を達成する。

# 消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和8年度予算（案）額 **71百万円**  
（令和7年度予算額 75百万円）

## 事業概要・目的・必要性

### （1）新たなリスクコミュニケーションテーマへの対応

- 消費者庁では従前より、東京電力福島第一原子力発電所事故発生による風評影響払拭のため、地方公共団体等と連携し様々な取組を行ってきたところであるが、復興基本方針（R1.12.20閣議決定）においても、復興・創生期間後も引き続き取組を行うよう求められているところであり、継続的な事業の実施が求められている。
- 近年、日本各地において、地下水等から水道水の暫定目標値を超えるPFASが検出されていることを受け、国民から食品等を介した人体への影響に強い不安が訴えられている。また、令和8年4月にはからにPFASが加えられるとともに、ミネラルウォーターにおける基準値が新たに設定されたことを踏まえ、国民に対し科学的知見に基づく正確な情報の発信が求められている。

この他、近年市場流通が始まったゲノム編集技術応用食品や細胞培養食品等の新たな食品に対する消費者理解の促進や消費者と関係機関との信頼の構築、諸外国における添加物規制強化に対する対応等これまで以上にリスクコミュニケーションを求められることから、必要な対応を行う。

- ついては、リスクコミュニケーションの実施回数を増やし、それに要する経費を手当する。

### （2）いわゆる「健康食品」にかかるリスクコミュニケーションの強化

- 消費者庁では、これまで紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会議の決定を受け、いわゆる「健康食品」に関するリスクコミュニケーションを実施し、摂取の際の留意点を啓発してきたところ。一方、健康食品に関する消費者アンケートの結果、情報源として国の発信する情報を活用している人は少なかったことから、令和8年度においては、引き続き分かりやすい情報の発信により消費者の理解の増進に努めるとともに、科学的知見に裏打ちされた情報源としての国の情報の活用を推進する。

## 事業イメージ・具体例

### （1）の具体例

- ・ 東京や大阪等の大消費地における消費者、生産者、事業者等との意見交換会の実施
- ・ イベントにおけるブースの設置やステージによる情報発信

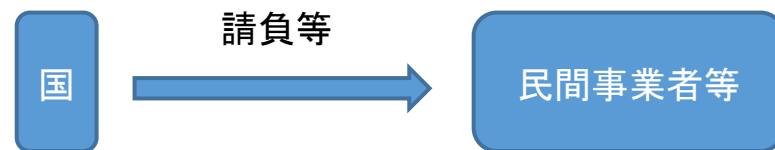
### （2）の具体例

- ・ 消費者に正しい知識を得てもらうためのイベント等の実施
- ・ 消費者にHPやSNS等を通して分かりやすい情報発信
- ・ イベントにてリーフレット等の手元に残る物を配布

## 期待される効果

- 消費者等の新たな食品を含む食品に対する信頼構築
- 消費者による科学的根拠に基づく合理的な意思決定
- 消費者を正しい消費行動へ誘導

## 資金の流れ



# 食品安全の理解醸成に資する情報発信（消費者庁消費者安全課）

令和7年度補正予算決定額 40百万円

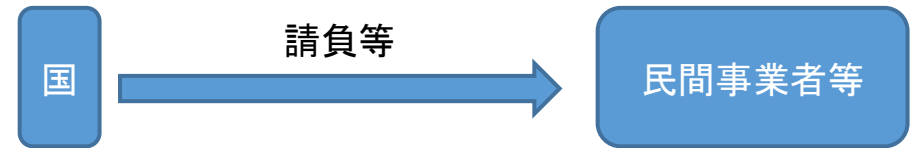
## 事業概要・目的・必要性

- 消費者庁は、食品安全行政の司令塔として、適切な情報提供を通じ、消費者の理解を深める取組を実施している。
- 近年、海外では食品安全に係る規制の変更や新たな技術を用いたこれまでにない食品が開発されるなど、新たな動きが活発化している。
- 食品の安全性は、生産から加工、流通、消費に至る各段階において確保されるものであること、それを担保するための規制を国が科学的根拠に基づいて適切に進めているところ。
- 消費者がより安心かつ安全な食生活を送るために、上記のような知っておくべき情報を分かりやすく、興味を持っていただける形で情報の発信を速やかに行っていく必要がある。

## 事業イメージ・具体例

放射性物質、食品添加物や農薬等、一般消費者が漠然と不安を抱く事項について、科学的に正しく解説する情報を、分かりやすく、興味を持っていただけるよう、マンガやアニメーション等の視覚的媒体を制作し、情報発信を行う。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 食品安全に関する科学的根拠に基づく正しい理解の醸成
- 消費者を正しい消費行動へ誘導

# 消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和8年度予算（案）額 **74百万円**（令和7年度予算額 72百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕

令和8年度予算（案）額 **6.9百万円**（令和7年度予算額 6.8百万円）〔消費者教育推進会議〕

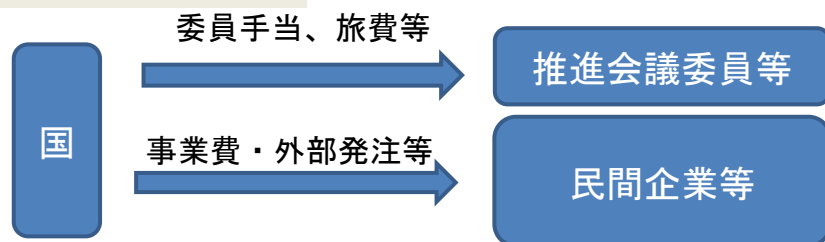
## 事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、総合的な消費者教育のための環境を整備する。また、エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）に関する普及啓発を行う。
- 消費者支援活動を活性化し、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体・グループ顕彰する。
- 消費者の自立を支援するため、消費者月間の間、消費者、事業者、行政等が一体となり、消費者問題に関する様々な啓発・教育事業を集中的に実施する。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者教育推進会議（審議会）の開催  
地域ネットワークの構築・強化に関する方策、消費者教育教材・コンテンツへのアクセス改善に向けた方策等の議論を行う。
- 「消費者力」育成・強化に向けた消費者教育の推進  
消費者被害の未然防止を図り、地域における「消費者力」育成・強化の取組を推進するため、地域のコーディネーターや担い手を対象とした体験型教材の活用や実践方法について習得する地域会議を全国3箇所程度開催し、地域での取組成果の連携・構築を図る。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

- 事業者における消費者教育の推進  
職域での消費者教育に取り組む余力がない中小企業をはじめとした事業者向けに、社内の新人研修や節目の研修等で手軽に導入が可能なeラーニングによる消費者教育教材を開発し、事業者団体等への周知や活用促進を行うことで、社会人向けの切れ目ない消費者教育の機会を提供する。
- グリーン志向消費を含むエシカル消費に関する調査及び教育の推進  
地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査やエシカル消費の実践度向上に向けた効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、グリーン志向消費を含む情報発信等の取組を強化する。  
エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員によるワークショップ等を実施し、全国への普及に取り組む。
- 消費者支援功労者表彰  
関係団体の推薦を基に、選定会議の審査を経て、内閣府特命担当大臣が被表彰者を決定する。※令和7年度は、総理表彰5件、大臣表彰13件、ベスト消費者サポーター章22件を授与
- 消費者月間  
消費者被害の防止や消費者安全の確保等の課題について、消費者一人一人が自分ごととして捉え、その解決に向けた具体的な行動を起こすきっかけとなるよう、消費者、事業者、行政が一体となって、ポスター作成等の普及啓発等の事業を集中的に実施する。

## 期待される効果

- 消費者・事業者間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自立した消費者を育成する。また、消費者・事業者による公正で持続可能な社会の形成への積極的な参画を促す。
- 全国の消費者支援活動を活性化し、消費者被害の防止・解決を図る。
- 消費生活における様々な課題の解決に向け、消費者月間における普及啓発事業の集中的実施を通して、消費者一人一人の取組を促進する。6

令和8年度予算案 2,472百万円の内数

## 目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ(他の事業で制作されたものを含む。)を整理の上、包括的に情報発信する。

## 実施主体等・補助率等

- ◆ 実施主体：国(民間事業者等へ委託)
- ◆ 事業内容：(1) 専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等  
(2) 各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等  
(3) コンテンツの整理、情報発信

# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」  
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く  
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

### ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

# 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（**食育を含む。**）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他**政令で定める計画**を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、**食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画**が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

## 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 事業の概要

### ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う  
 > 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

### イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

### ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

### エ 備品等購入支援

- ① 立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
- ② 継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

### オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

### カ その他上記に類する事業

### ○ 要支援児童等支援強化加算

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

## 福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携



要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター

学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県



（後方支援または直接支援）

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3 又は 1/2、都道府県・市町村：1/3 又は 1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は一般会計繰入が概ね特別区の一般会計繰入の平均未満の市町村のみ  
 財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

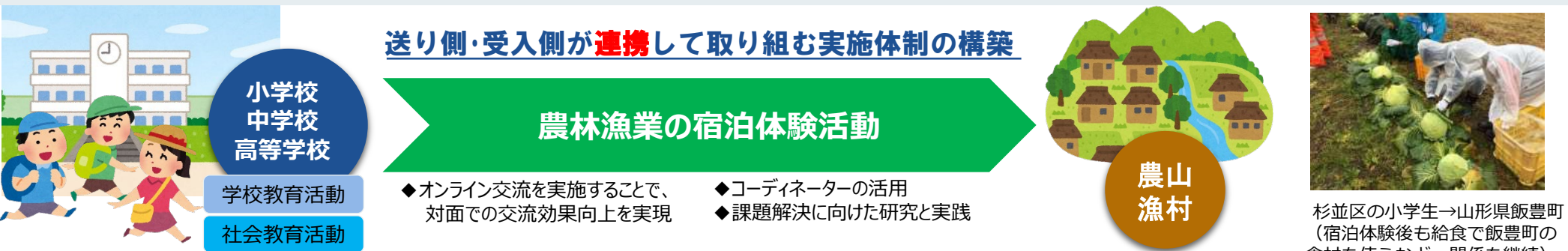
【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



## ① 子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、子ども、教員等の宿泊費用、旅費等

## ② 体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

## ③ 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。

### POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

# 子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置



## 1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

### 住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・農林漁業作業体験
- ・収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など） など

## 2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

- ① **推進協議会**（都道府県・市町村）に要する経費
- ② **地域協議会**（送り側・受入側）の運営に要する経費
- ③ **小学生・中学生の宿泊体験活動**に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

### （※）の例

- ・子供や教員に係る宿泊費用
- ・教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品） など

### POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

# 国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（外務省国際協力局緊急・人道支援課）裁量

令和8年度決定額204,440千円【うち要望204,440千円】

（令和7年度補正予算額 10,307,577千円、令和7年度当初予算額 210,661千円）

## 事業概要・目的

### ○設立

多国間食料援助に関する国連及びFAO（国連食糧農業機関）の共同計画として、1963年に発足。

### ○事業概要・目的

飢餓と貧困の撲滅を目的とし、①自然災害や紛争による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急食料支援、②人道支援物資の輸送等の支援、③母子栄養支援、④飢餓や食料不安に苦しむ人々の自立・強靱性構築のための支援等を実施。

### ○拠出の意義

(1)紛争、気候変動、エネルギー・食料価格の高騰等を含む経済的ショックの影響等を受け、近年、世界の飢餓人口は高水準で推移し、2024年には、最大で約7億1,960万人が飢餓に直面。かかる状況に対応するため、WFPは脆弱な人々への食料支援を拡大し、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標（SDGs）の理念や我が国が外交の柱の一つとする「人間の安全保障」の実現に貢献。

(2)「経済財政運営と改革の基本方針2025」の第2章4(3)「外交・安全保障の変化」に記載されている”…、国際機関等との連携強化、パレスチナ支援を始めとする人道危機対応、食料、保健、気候変動及びプラスチック汚染の分野における地球規模課題の解決を進めるため、様々な形でODAを拡充する”の具現化に資する。

## 事業イメージ・具体例

### 【事業内容】

○食料・食料配給券の配布

○成長や教育を目的とした食料支援

（学校給食、妊産婦・子どもへの栄養強化食品配布等）

○労働、職業訓練の対価としての食料支援（農村女性の能力強化・生計向上、社会インフラ整備等）

### 【対象地域・実績】

2024年には、食料不安に直面する約1億2,400万人に対し、約250万トンの食料を配布するなどの支援を実施。

学校給食が約2,000万人の児童に提供されたほか、約1,880万人の母子の栄養改善が図られた。また、約630万人が労働の対価としての食料支援プログラムに参加した。



## 期待される効果

○自然災害、紛争、食料・エネルギー価格の高騰等の経済的な影響等を受け、食料不安に直面する難民・避難民等を含む脆弱な人々に対する食料支援の提供。

○今次要求額により、例えばバングラデシュで、避難民30万人以上に対する一か月間の食料支援が可能。

○自然災害や紛争被災者への支援を通じた「人間の安全保障」「積極的平和主義」「SDGs」の推進、国際社会との連携強化。13

## 資金の流れ



拠出割合：1.59%（2024年）拠出順位12位

# 在外公館文化事業

## ◆ 親日層の維持形成を目的として、在外公館が主催(共催)する日本文化紹介事業



### イタリア(和食、地方の魅力、無形文化遺産) 「日本SAKEキャラバン(リエーティ遠征)」 (令和7年(2025年)3月)

【概要】静岡県伊東市と姉妹都市関係にあるリエーティ市の協力のもと、酒サムライ(日本酒造青年協議会が毎年、日本酒の普及に貢献した人に叙任している称号)による、我が国の酒各種(日本酒、ウイスキー、焼酎等)の歴史や製造方法、違い、飲み方等を説明し、イタリア地元特産物とのマリアージュについても紹介した。



★伊東市と姉妹都市提携にあるリエーティ市側が、会場・食事・酒サムライへの謝金等を提供。  
★伊東市から派遣された高校生が参加し、伊東市の魅力紹介。

### コスタリカ(武道、障害者支援事業) 「日本大使杯柔道大会」 (令和7年(2025年)3月)

【概要】日本の伝統武道柔道を普及させるとともにスポーツを通じた日本とコスタリカの友好親善のために開催され、全国から柔道選手が集まる重要な大会の一つとして位置づけられている事業。



★本大会は成人のみならず児童や幼児、障がい者の部門が設置され、包括的なスポーツ推進に大きく貢献。  
★開会式には柔道連盟会長及びオリンピック委員会事務局長が出席。コーチとしてコスタリカ人オリンピック選手が東海大学留学を終え参加。  
★SNS広報努めた結果、1,000人公募に、1,600人の応募あり、大きな関心を集めた。

### 韓国(周年、日本語事業) 「日本歌謡大会」 (令和7年(2025年)3月)

【概要】日韓国交正常化60周年事業の記念行事として、在韓日本大使館の代表的なイベントとして親しまれてきた「日本歌謡大会」を再開。新型コロナウイルスの流行等の影響で2020年を最後に開かれていなかったが、60周年を記念しての再開となった。



★日本の大衆文化が段階的に開放された後も、国民感情に配慮し日本語の歌を歌うことについて自主規制が続いていたが、YouTube等の空前の日本歌謡曲ブーム及び周年等の時宜をとらえ、効果的に実施し大盛況。  
★NHKや現地でも多数の報道がなされ、良好な二国間関係を両国国民に印象づける上でも意義が大きい事業となった。

- ▶ 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- ▶ 映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介

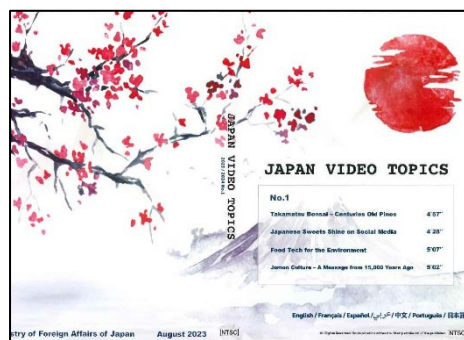


令和6年度第1号(通巻37号)では、「召し上がれ、日本」の連載ページでお好み焼き、たこ焼き、串かつを紹介。

にぽにか

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年1号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上がれ、日本」という連載等、「食」についても発信。

在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。



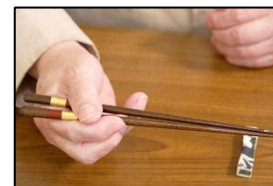
過去の作品例



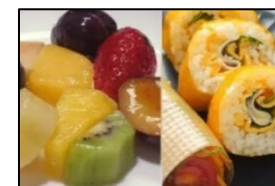
正月を彩る餅～雑煮と花餅～



食育～食を通じた学び～



日本の箸



美味しく食べきる！  
～食料廃棄に挑む最新技術～

ジャパン・ビデオ・トピックス

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映のほか、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

# 学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による 食の指導充実に関するモデル創出事業

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額）

51百万円  
59百万円



## 背景

- 学校給食において地場産物や有機農産物を活用することは、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進、我が国や地域の食文化に関する子供たちの理解を深めることに繋がるなど、教育的意義を有する
- 食料・農業・農村基本法が改正され（令和6年6月）、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、学校給食への地場産物や有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められている

## 課題

- 域内で必要な量の安定的な確保が困難
- 一般的に流通している食材に比べコスト高
- サイズが不揃いであったり変形しているなど学校給食用の納入規格に合致しないものが存在

## 事業内容

学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げるため、食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出

※①②それぞれ1つ以上のテーマについて検討・実践し、モデルを創出

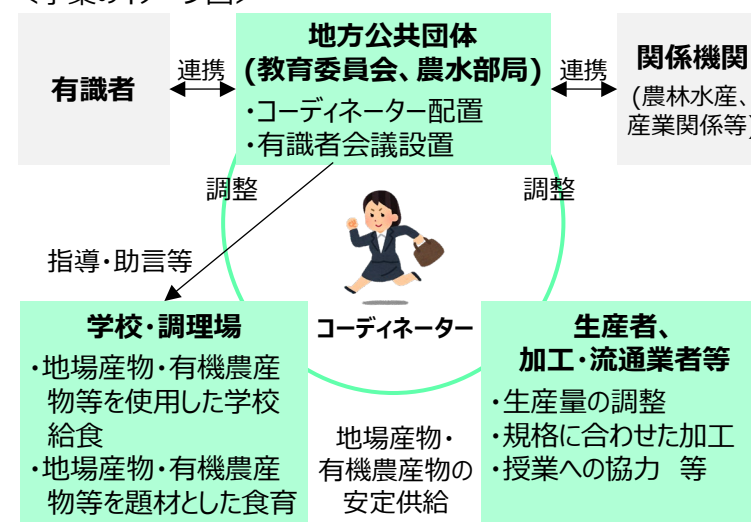
### ①学校給食への地場産物や有機農産物等の積極活用に向けた体制構築

- 地場産物・有機農産物等の使用促進に向けた仕組みの在り方、仕組みづくりを担うコーディネーター等に必要な資質・業務内容・待遇の在り方
- 地場産物や有機農産物等の安定的な供給につながる生産調整、調達契約の在り方
- 地場産物や有機農産物等の適正コストを反映した調達とするための関係者の理解醸成の方策
- 学校給食用に使用しやすい規格にそろえるための生産者側、調理場側の工夫
- 学校給食への地場産物・有機農産物等の活用機会を増加させるための方策（新メニュー開発等）

### ②地場産物・有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 地域の食文化・産業への理解促進、生産・加工・流通事業者への感謝の気持ちの醸成につながる指導内容・方法
- 環境負荷が低く持続可能性の高い農業に対する理解促進につながる指導内容・方法
- 生産・加工・流通コストを踏まえた合理的な価格形成に係る理解促進につながる指導内容・方法

<事業のイメージ図>



件数・単価	7箇所・7百万円/箇所	委託先	地方公共団体	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費等
-------	-------------	-----	--------	------	--

#### アウトプット（活動目標）

- 受託先での学校給食における地場産物・有機農産物等の使用率の前年度比増
- 学校給食の時間と連動した教科等における地場産物・有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増

#### 短期アウトカム（成果目標）

- 学校給食における地場産物・有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による使用自治体数の増
- 学校給食の時間と連動した教科等における地場産物・有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増

#### 長期アウトカム（成果目標）

- 学校給食における地場産物・有機農産物等の全国における使用率の上昇
- 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

## 背景

- 児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化
- 児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭には食育の中核としての役割が求められる
- 学校給食の安全・安心を確保するためには、調理から給食の時間における指導に至るまで、栄養教諭をはじめとして関係者の正確な理解が必須

## 事業内容

### 事業① 学校給食におけるリスクマネジメント強化 28百万円（新規）

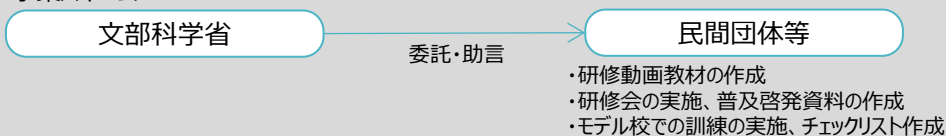
#### 【民間団体等】

学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、段階別に留意すべき事項について、有識者会議を設置・開催の上、既存の類似のマニュアルや研修動画等も参考にしつつ、学校給食の衛生面・安全面の両面から検討を行い、**研修動画教材**としてまとめる。さらに、その動画教材を実際に使用して**研修会を開催**するとともに、全国の学校・教育委員会においても使用できるよう、動画教材において特に重要なことなど、**要点をまとめた普及啓発資料**を作成。

また、学校給食において、窒息事故や食物アレルギー対応など、迅速かつ適切な対応が求められる事故が発生したことを想定し、モデル校において訓練を実施し、平時から備えておくべき事項のチェックリストを作成する。

委託先	民間団体等
件数・単価	1箇所・24百万円（民間団体等）
対象経費	有識者会議の開催や動画作成、事故対応訓練に必要な謝金、旅費、人件費等

#### 事業スキーム



	アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
①	・研修動画教材、普及啓発資料	・学校給食における事故防止への意識の醸成	・学校給食における事故件数の減少
②	・学校管理職向け研修動画教材、栄養教諭の効果的な活用事例	・学校管理職等の栄養教諭の職務内容への理解増進	・栄養教諭が食育の中核として、専門性を発揮し、児童生徒への個別指導を実施

## 課題

- 栄養教諭について、各教育委員会や学校管理職の考え方の違いにより、その活用実態にはバラつきがあり、十分にその専門性を活かしていない
- 学校給食において、窒息事故や異物混入事案などが未だに発生
- 各学校において、当事者意識をもって未然防止の取組を実施するとともに、万が一の際にも迅速に対応できるようにするための平時からの備えを行うことが重要であるが、こうした意識の涵養に資するためのツールが不足

事業実施期間：令和6年度～

### 事業② 栄養教諭による食の指導普及啓発 34百万円（20百万円）

#### 【民間団体等】

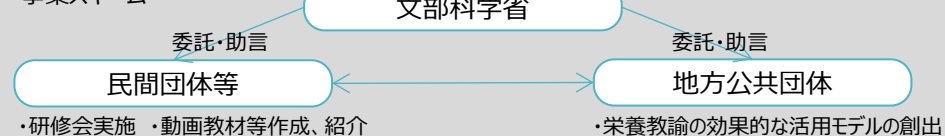
栄養教諭がその専門性を十分に発揮し、食育の中核としての役割を果たすため、栄養教諭に期待される職務内容や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての**研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施**。併せて、地方公共団体における**栄養教諭の効果的な活用に関する好事例**の紹介資料を作成し、全国へ普及する。

#### 【地方公共団体】

栄養教諭が食育の中核としての役割を果たすために必要な栄養教諭の職務の見直し及び効果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施。

委託先	民間団体等、地方公共団体
件数・単価	<研修会実施等> 1箇所・18百万円（民間団体等） <調査研究> 7箇所・2百万円/箇所（地方公共団体）
対象経費	研修会開催や動画教材作成に必要な謝金、旅費、雑役務費等

#### 事業スキーム



## 背景・課題

### 養護教諭

- 現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、いじめ・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化など）
- 養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康相談、健康観察、保健指導などの対応の充実）
- 児童生徒等への対応と並行し、学校の衛生環境等の管理、関係機関との連携等の業務の実施

- 養護教諭の多くは、各学校で一人配置
- 様々な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、医療・心理・福祉等に関する知識等の向上の機会が不十分

### 栄養教諭

- 肥満、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別指導の必要性
- 食を取り巻く現代的な課題に対応する指導のための体制整備の必要性
- 昨今の物価高騰等を踏まえた食材の調達や献立作成、衛生管理など、給食管理業務の複雑化

- 栄養教諭の多くは、複数校を兼務
- 各学校に在籍している多様な課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応が困難

## 事業内容

- 都道府県・指定都市が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を行う事業を実施
- 国が経費の一部を補助することで、子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭について、業務体制の強化、時代に即した資質能力の向上、働き方改革を実現

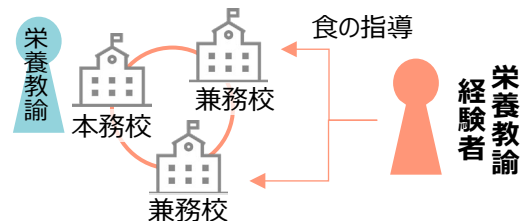
### 事例1：繁忙期の養護教諭の複数体制に活用

- 健康診断の時期（主に4月から6月）や、学校行事、年度末等、養護教諭の繁忙期に、養護教諭経験者や有資格者を派遣



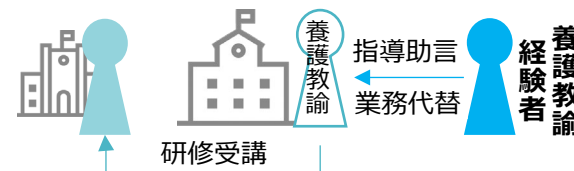
### 事例2：本務未配置校での食の指導の充実

- 栄養教諭の本務未配置校（他校との兼務等）に対し、栄養教諭経験者や有資格者を派遣



### 事例3：若手養護教諭・栄養教諭の資質向上

- 若手養護教諭・栄養教諭が配置されている学校に、経験者を派遣。日常的な指導・助言や研修時の業務代替を担当



### アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が養護教諭・栄養教諭の経験者等を学校に派遣。繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

### 短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

### 長期アウトカム（成果目標）

児童生徒等が、養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

### 事業実施期間

令和5年度～

<実施主体> 都道府県又は指定都市  
<補助率> 派遣に係る経費の3分の1を補助

# 地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額）

68百万円  
68百万円



文部科学省

## 背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

## 事業内容

- 事業開始：平成27年度～

### ①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R8目標：1,000チーム

### ②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]

- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R8目標：100チーム

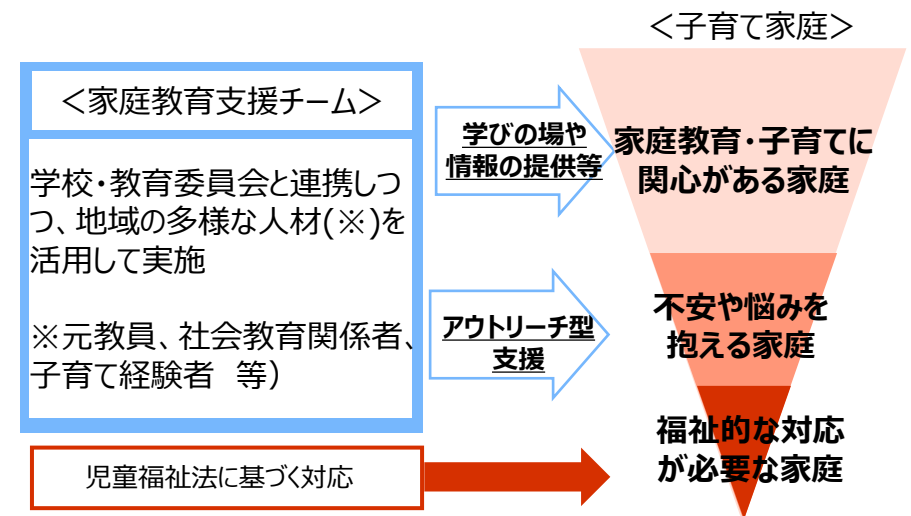
## 骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

### 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

#### (2) 少子化対策及び子ども・若者政策の推進

（若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進）

こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、教育と福祉の連携により、いじめ・不登校や悩みを直面することもや保護者への支援、こども・若者の自殺対策強化に推進する。



## アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

## アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R6:35.6%）

## インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

## 目的

子供たちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。

## 事業内容

- 学校施設の老朽化対策、他の公共施設等との複合化・共用化、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修 等
- 学校給食調理場の整備等、木材利用の促進（木造、内装木質化）、学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等） 等

長寿命化改修による教育環境向上と老朽化対策の一体的整備



災害時にも利用可能な学校体育館への空調設備の整備（約600億円）



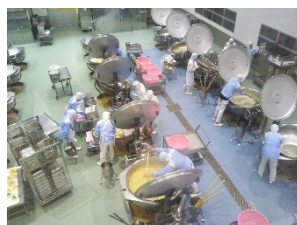
バリアフリートイレ等バリアフリー化により避難所としての防災機能を強化



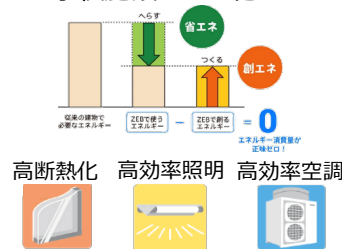
地域コミュニティの拠点として、学校施設と他の公共施設等との複合化・共用化を推進



学校給食調理場の整備等（約114億円）



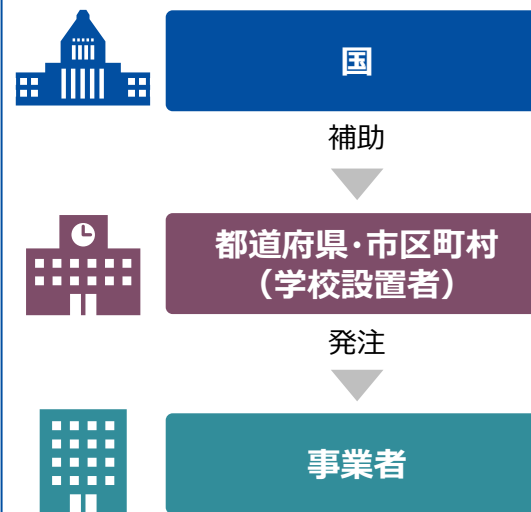
学校施設のZEB化



## 事業スキーム

公立学校の施設整備に要する経費の一部を事業等に応じた補助率により補助

《補助率：原則1/3、1/2》



## 事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安全・安心な教育環境を確保。

# 公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度予算額（案） 678億円  
（前年度予算額 691億円）  
令和7年度補正予算額 2,552億円



文部科学省

## 背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

## 公立学校施設の整備

### 新しい時代の学校施設

#### 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



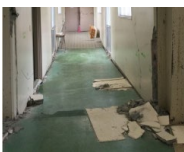
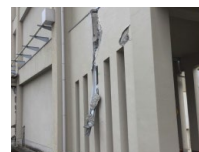
**老朽化対策と一体**で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

**他施設との複合化**により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

### 国土強靱化

#### 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



**激甚化・頻発化**する災害への対応（能登半島地震における外壁・内壁落下）

避難所としての**防災機能強化**（バリアフリートイレの整備）

### 脱炭素化

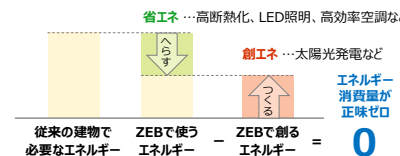
#### 脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物



**柱や内装に木材を活用し**、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

## 改正事項

### 単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +7.7%**  
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:350,800円/㎡

# 伝統文化親子教室事業

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額

1,488百万円  
1,488百万円）



## 現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、舞踊等の「伝統文化」、茶道、華道、書道、和装、五節句等の「生活文化」、囲碁、将棋等の「国民娯楽」（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。



阿波木偶箱まわし伝承教室  
（地域展開型）



邦楽「千寿伝統文化を広める会」  
（教室実施型）

## 事業内容

子供たちが親とともに、舞踊、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援

### 体験機会の提供、幅広い参加の促進

### 継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展  
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

**地域展開型 388百万円（388百万円）** 事業開始年度：平成30年度  
実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

**教室実施型 806百万円（806百万円）**

事業開始年度：平成26年度  
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

**統括実施型 203百万円（203百万円）**

事業開始年度：令和3年度  
実施主体：統括団体等

連携

○審査経費等 91百万円(91百万円)  
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

### アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室実施型	3,200	2,600	2,600
統括実施型	15	12	12
地域展開型	70	90	90

### 短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 62,500人
- 統括実施型 11,400人
- 地域展開型 19,200人

### 中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型  
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型  
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。

### 長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型  
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型  
参加した子供が体験事業後も伝統文化等に携わっていることを目指す。

## 現状・課題

栄養・食生活等の健康に関する生活習慣の改善が重要な中で、「日本食品標準成分表」は、学校、病院等の集団給食施設での栄養管理、栄養成分表示における推定根拠、大学等の教育・研究・医療分野等での栄養指導などに必要な唯一の公的データとしてその意義が高まっているところ。

初版から70年余が経過し、現代型食生活の多様化により収載食品が2,500以上に増え、また、分析技術や国際的機関の推奨する分析法の進化により成分項目数も初版の10倍以上の約150項目にまで増加しているが、品種改良等に対応する再分析や求められる成分値を全て網羅するに至っていない状況にある。

## 事業内容

事業実施期間

平成11年～

### ● 日本食品標準成分表における成分分析調査

関係省庁にも活用される収載値について、年間110食品程度の成分分析を実施。これにより、社会情勢に対応し新規食品を追加収載しつつ、約2,500の既収載食品について20～30年程度でメンテナンス（更新）を実施。

### ● 日本食品標準成分表における社会変化に応じた収載値検討調査

文献やニーズ調査を踏まえ、必要な収載食品の妥当性や計算方法等のためのワーキンググループを運営し、社会変化に応じた収載値検討を行う。

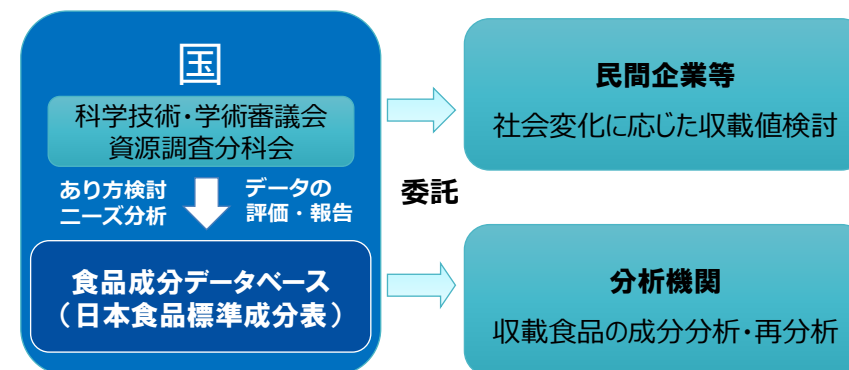
## 【これまでの成果】

- 2,538食品、約150成分項目の収載（（八訂）増補2023年）
- 日本食品標準成分表（八訂）書籍の発行部数：約2万部
- データベースの国内外のアクセス件数（年度、利用ページ数(万件)）  
令和6:3,428、令和5:3,047、令和4:2,785



学校等での給食管理、教育・研究・医療分野での技術改良、食品業界での栄養成分表示義務化など、様々な分野での利用ニーズに対応するとともに、オープンデータの利活用を推進することで、国民の栄養・食生活の改善等に寄与。

## 【事業スキーム】



# 日本食品標準成分表の概要

## 目的及び経緯

- 日本食品標準成分表は、戦後の国民栄養改善の見地から、食品に含まれる栄養成分の基礎的データ集として、昭和25年に経済安定本部が取りまとめたものに始まり、昭和31年の科学技術庁の発足に伴い、資源行政の一環として資源調査会が引き継いだ。また、省庁再編後も文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会が引き継いで、70年以上にわたって継続的に取り組んできているものである。
- 日本食品標準成分表は、栄養指導や生活習慣病の予防などの観点から、学校や病院等の給食の場や食事療法の問題等を抱える一般家庭でも活用されているほか、教育・研究や行政においても広く活用されているものであり、こうした広い利用目的に対応するため、我が国において常用される食品の可食部100グラム当たりの標準的な成分値を定め、1食品1標準成分値を原則として示している。
- 令和2年の栄養成分表示の義務化に際し、消費者庁が「合理的な推定」の根拠として日本食品標準成分表を使用可能としたことにより、関係業者からの問合せが増加している。
- 現行の日本食品標準成分表（八訂）増補2023年の次を視野に、新規食品の収載の検討、減塩化や品種改良等食品や未調査成分の分析、国内外の最新の知見に基づく検討・検証等を実施し、食品成分データベース(インターネット上のサイト)を基本としたオープンデータの利活用を着実に進める。

## 利用状況

日本食品  
標準成分表  
(文部科学省)



### 国民生活

病院等の集団給食施設の栄養管理、生活習慣病患者の栄養指導、一般家庭の日常献立、栄養計算

### 教育・研究

小・中・高校の家庭科、保健体育、栄養学・食品学・保健医学・薬学・生物学・農学・水産学・家政学の基礎資料

### 行政機関

(厚生労働省)

- ・健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の栄養素等摂取量の算出の基盤
- ・「日本人の食事摂取基準」の策定における栄養価計算等の利用（→ **学校給食法に基づく学校給食摂取基準**に活用）
- ・都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部(局)長に対し、日本食品標準成分表の積極的活用について通知

(農林水産省)

- ・食育基本法に基づく第4次食育推進基本計画に位置づけ
- ・食料・農業・農村基本法に定める食料自給率目標の設定、食料需給表の作成

(内閣府消費者庁)

- ・食品表示法に基づく栄養成分表示のための事業者向けガイドライン

### 食品関係事業者

栄養成分表示の「合理的な推定」の根拠

## 利用実績

- 各食品を検索して成分値を比較及び確認できる「食品成分データベース」を試験的に公開しており、アクセス数（利用ページ数）は年々拡大傾向にある。  
令和6年度：約3,428万、令和5年度：約3,047万、令和4年度：約2,785万、令和3年度：約2,917万、令和2年度：約2,856万
- その他、複製書籍（出版社）やソフトウェア開発（民間・個人）でのデータ利用。

## 事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

## 事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

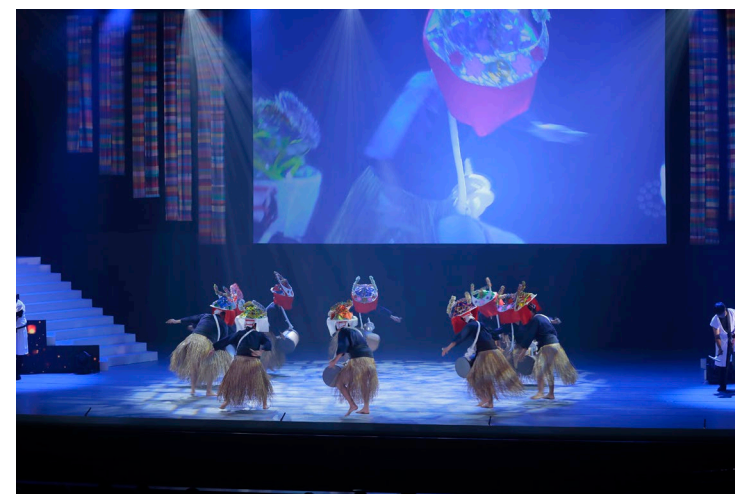
◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ **天皇皇后両陛下4大行幸啓の1つ。**

**令和7年度 長崎県 令和7年 9月14日(日)～11月30日(日)**

**令和8年度 高知県 令和8年10月25日(日)～12月 6日(日)**



開会式(ながさきピース文化祭2025)

### アウトプット(活動目標)

・地域文化を生かした芸術公演・発表・展示  
18件

### 短期アウトカム(成果目標)

・国民文化祭の来場者が文化芸術に親しむ機会となったと回答した割合が過去3回平均より増加していることを目標とする

### 長期アウトカム(成果目標)

・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合を維持する

## 事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

## 事業概要

### 学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

#### （1）宿泊体験事業

##### ①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する補助

##### ②学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中に希望者を募って行う1泊2日以上取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

##### ③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

#### （2）地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



#### 経済財政運営と改革の基本方針2025

（R7.6.13閣議決定）

『質の高い公教育の再生  
豊かな感性や創造性を育むための体験活動  
（略）等を推進するとともに…』

#### 地方創生2.0基本構想

（R7.6.13閣議決定）

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

#### 教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実  
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。  
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、謝金、交通費、会場借料 等	補助割合	国 1 / 3

# 厚生労働省における食育関連主要事業について

## 食育推進基本計画

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ・国民健康づくり運動  
「健康日本21」の推進
- ・8020運動・口腔保健推進事業

- ・食品に関する情報提供や  
リスクコミュニケーションの推進

## 〈主要事業〉

### 1. 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21（第三次）推進費 【予算：196百万円（195百万円）】

### 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 【予算：180百万円（426百万円※）】 ※令和7年度補正予算を含む。
- 健康日本21分析評価事業の実施 【予算：39百万円（39百万円）】  
＜委託先：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所＞
- 食事摂取基準等の策定 【予算：32百万円（32百万円）】

### 3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 【予算：10百万円（10百万円）】 <委託先：公益社団法人日本栄養士会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 【予算：71百万円（63百万円）】
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 【予算：23百万円（23百万円）】 <補助先：公益社団法人調理技術技能センター>

### 4. 地域における栄養指導の充実

- 糖尿病予防戦略事業の実施 【予算：37百万円（37百万円）】 <補助先：都道府県等>

### 5. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業 【予算：60百万円（60百万円）】
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 【予算：44百万円（44百万円）】

# 国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

## ＜事業イメージ＞

### 厚生労働省



＜健康寿命をのばそう！アワードトロフィー＞

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体  
自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

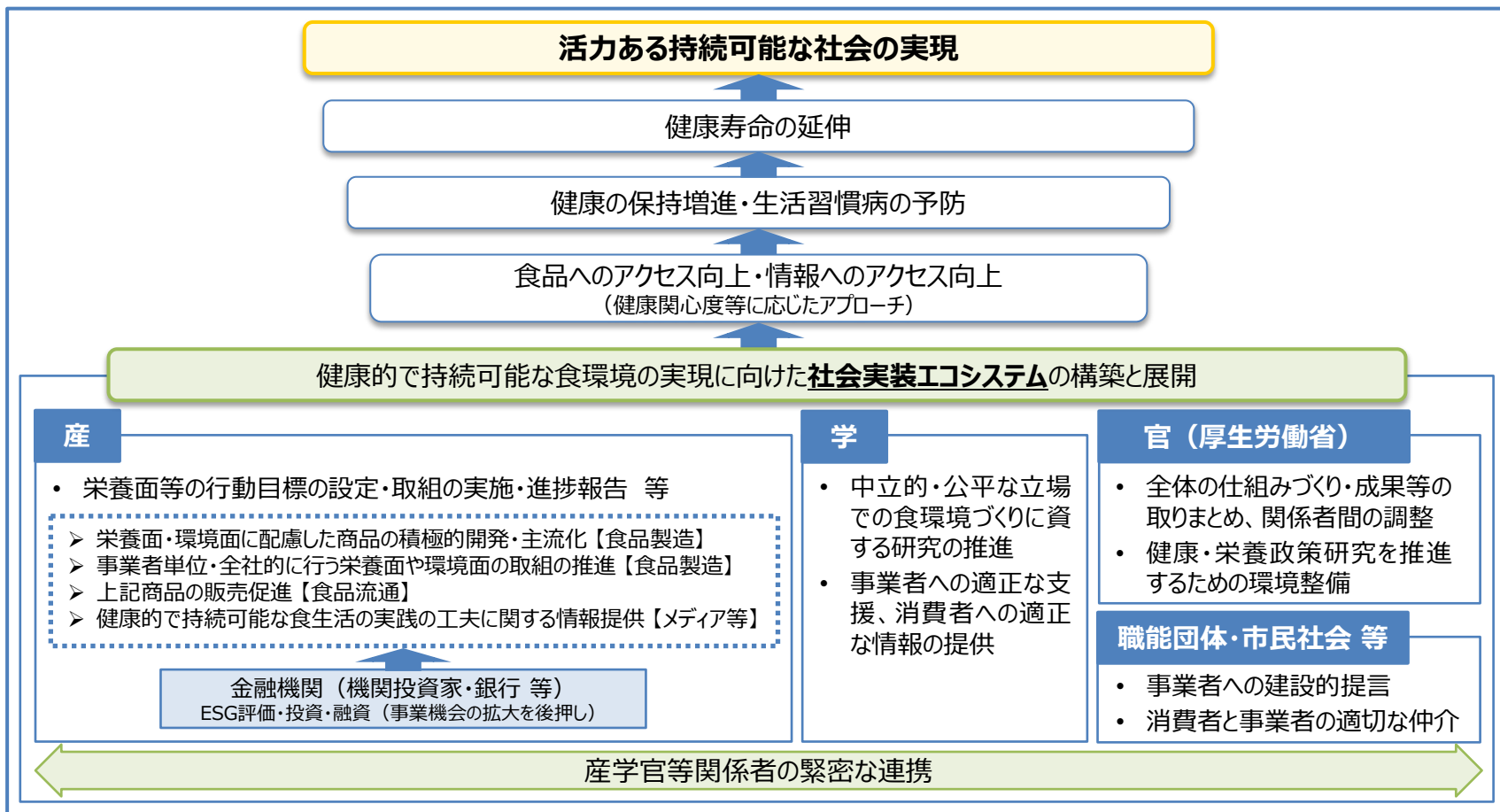
社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

# 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
  - ※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
  - ※2 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



# 8020運動・口腔保健推進事業

令和8年度当初予算案 11億円（13億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2025」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
  - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
  - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所、5年度46箇所、6年度46箇所

### 3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等



### 2. 都道府県等口腔保健推進事業

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】 2) I ①～⑤、II ①  
【実施主体：都道府県、政令市、特別区】 1)、2) II ②、III ①②  
補助率：1/2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業  
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所

- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

#### I 8020運動・オーラルフレイル対策推進事業

- ① 歯科疾患予防事業
- ② 歯科健診事業
- ③ 歯科健診・クリーニング事業
- ④ 食育等小児口腔機能育成事業

#### ⑤ オーラルフレイル予防推進事業【新規】

#### II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業

- ① 歯科保健医療推進事業
- ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

#### III 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所、6年度519箇所  
II 3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所、6年度65箇所

# リスクコミュニケーションの主な取り組み

【令和8年度当初予算額（案）9百万円】  
【令和7年度予算額 9百万円】

## 1. 意見交換会

食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保などをテーマに意見交換会を開催



## 2. リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットや動画等を作成



## 3. ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開



## 4. SNS (X (旧Twitter)) 等

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信



# ○ 食育活動の全国展開事業

令和8年度予算概算決定額 69百万円（前年度 74百万円）

## <対策のポイント>

次期食育推進基本計画の推進に向けて、**食育推進全国大会、食育活動表彰、食育に関する意識調査等**のほか、**官民連携食育プラットフォームの運営**や、**食育実践優良法人顕彰の実施**により、食育の全国展開を図ります。加えて、次期食育推進基本計画の市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査及び「見える化」を通じて、**市町村レベルでの取組の加速化**に取り組みます。

## <事業目標>

食育に関心を持っている国民の割合の増加（【参考】第4次食育推進基本計画の目標値：90%以上〔令和7年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 官民連携食育プラットフォームの運営

若者、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と行動変容を促す取組（大人の食育）の推進に向けて、民間企業を巻き込んだ国民運動を展開するため、国や地方公共団体、食品事業者等の幅広い連携・協働の取組を生み出す**官民連携食育プラットフォーム**を運営します。

#### 2. 食育推進全国大会、食育活動表彰、食育実践優良法人顕彰

国民の食育に対する理解を深めるため、**食育推進全国大会**や**食育活動の優良事例の表彰**等を行い、食育の全国展開を図ります。また、従業員等の**健全な食生活の実践**に取り組む**企業を顕彰**し、**他企業への横展開**を推進します。

#### 3. 食育に関する意識調査、事例収集

食育の推進状況を把握するための意識調査等により、**国民のニーズや特性を調査・分析**し、**より効果的な食育推進方策の検討**を行います。

#### 4. 市町村食育推進計画の効果的な推進に関する調査

市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査を行い、結果の「見える化」を通じて、**市町村計画の作成率の向上**や**市町村レベルでの取組の加速化**を図ります。

### <事業イメージ>

**官民連携食育プラットフォームの運営**

- 若者、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と消費行動の変容を促す取組（大人の食育）の推進に向けて、民間企業を巻き込んだ国民運動を展開するため、国や地方公共団体、食品事業者等の幅広い連携・協働の取組を生み出す**官民連携食育プラットフォーム**を運営

**食育推進全国大会、食育活動表彰、食育実践優良法人顕彰**

- 国民の食育への理解を深めるため、地方公共団体と共催で**食育推進全国大会**を開催
- ボランティア活動、教育活動**又は**農林漁業**、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰
- 従業員等の**健全な食生活の実践**に取り組む**企業を顕彰**し、**他企業への横展開**を推進

**食育に関する意識調査、事例収集**

- 食育の推進状況を把握するための**意識調査**を実施
- 優良事例**を収集し、**食育白書の特集**に掲載・発信するとともに、**食育を実践している方々**に対し、**情報提供**

**市町村食育推進計画の効果的な推進に関する調査**

- 次期食育推進基本計画の市町村食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の調査を実施
- 調査結果の「見える化」を通じて、**市町村計画の作成率の向上**や**市町村レベルでの取組の加速化**を図る

## <事業の流れ>



# 地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数

## <対策のポイント>

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

## <事業目標>

次期食育推進基本計画の目標の達成

## <事業の内容>

### 1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

### 2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

### 3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

### 4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

### 5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

### 6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

### 7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

### 8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

## <事業イメージ>

### 【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する  
地域の取組を支援

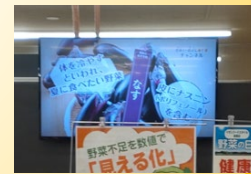
### 支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との  
交流イベントの開催

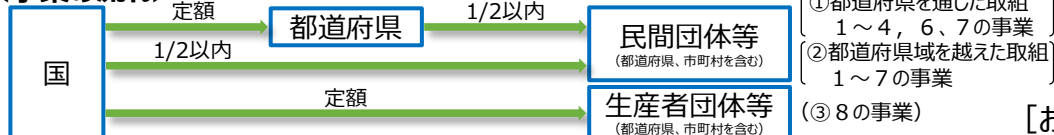
学校給食における  
地場産物等活用

産地情報等の効果的な  
発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

## <事業の流れ>



## 次期食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

## <対策のポイント>

食料安全保障の確立に向け、改正食料・農業・農村基本法や食料供給困難事態対策法の理念に則した優良で模範となる取組を表彰することを通じ、国民の行動変容を誘起するため、これらの取組への直接的接点となる場を全国及び地域レベルで設けます。

また、同基本法第14条の趣旨を踏まえ国産農林水産物や環境負荷低減に資する物等を消費者が選択する等の消費者の行動変容を直接的に促すイベントの実施等を行います。

## <事業目標>

- 国民理解の醸成・消費者の行動変容

## <事業の内容>

### 1. 消費者の行動変容を直接的に促す取組の実施

食料安全保障の確立に向け、改正基本法等の理念に則した優良で模範となる取組を行った企業等を対象とした表彰事業を実施する。あわせて、国民の行動変容を誘起するための直接的な接点となる場としてワークショップも含めたイベントを実施する。

### 2. 食と農の理解醸成を推進する取組の実施

農業者・食品事業者と共に消費者等に向け食と農を取り巻く醸成について発信し、行動変容につなげるワークショップを実施する。

### 3. 食生活調査

食と農をめぐる事情が大きく変化する中、改正基本法等も踏まえた、食と農への国民理解の状況や日常の食生活を把握するための調査を実施する。

### 4. 情報発信

WEBサイト・メディア・SNS等を活用した情報発信を実施する。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



・国民の行動変容を促す優良で模範となる取組事例を表彰



・消費者の行動変容を直接的に促すワークショップも含めたイベントの開催



・事業全体の方向性を表現したロゴマーク

農業・農村への国民理解の醸成、消費者の行動変容  
食料自給率の向上と食料安全保障の確立

# みどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり

(食料システム関係者の行動変容に向けた理解促進)

令和8年度予算概算決定額 574百万円 (前年度 612百万円) の内数

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の加速化に向け、民間団体に委託し、**環境負荷低減の取組の「見える化」**を充実させるとともに、**生産のみならず加工・流通、消費の各段階の関係者の理解を促進**すること等により、「見える化」の付加価値向上による**生産現場の取組拡大と食料システム関係者の行動変容**を促進します。

## <事業目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成、みえるらべる商品を通年購入可能な店舗等が全都道府県に展開 [令和12年]

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

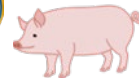
### 1. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

- 消費者が環境負荷低減に取り組んだ農産物を一目で分かるよう、生産者の取組を評価し、GHG削減貢献や生物多様性保全の度合いを星の数でラベル(みえるらべる)表示する「見える化」(現在、対象は24品目)を行っています。この取組を拡大するため、ア GHG排出削減：新たに**畜産物(豚肉、鶏肉、鶏卵)や花きを対象に加えるため**、専門家や生産者等と連携し、**GHG排出量等の評価手法を考案**します。  
また、「見える化」の信頼性向上のため、**現行のガイドラインとISO等の国際基準との整合性**の検証を行います。  
イ 生物多様性保全：現状、対象は米のみですが、**果樹等へ対象品目を拡大するため**、専門家と連携し、**環境負荷を低減した取組による効果を調査**します。
- また、加工食品については、CFP算定によるフードサプライチェーン全体の脱炭素化の「見える化」を進めるため、算定の手引きとなる「**加工食品共通カーボンフットプリント(CFP)算定ガイド**」を業界に周知し、**食品企業による自主的なCFP算定の取組を支援**します。

### 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

#### 「みえるらべる」品目拡大

ア 豚肉、鶏肉、鶏卵や花きを対象とした温室効果ガス簡易算定シートの作成



イ 果樹等を対象とした生物多様性保全の効果に関する調査



#### フードサプライチェーンの脱炭素化の「見える化」

食品企業の自主的なCFP算定への支援



### 理解促進

#### 生産から消費までの関係者の連携促進

生産者-川中・川下事業者の連携により、環境負荷低減の取組の加速化を図るため、マッチングイベント等を実施



#### 「みえるらべる」訴求

「みえるらべる」農産物等の効果的な販売手法を複数地域で実証



### 3. 農林水産分野の地域気候変動適応推進

近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査結果を整理した上で、地方公共団体等への情報提供を行います。

## <事業の流れ>



・「見える化」の付加価値向上による**生産現場の取組拡大**  
・**食料システムの関係者の行動変容を促進**

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 36  
地球環境対策室 (03-6744-2473)

# 33 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

令和8年度予算概算決定額 90百万円 (前年度 108百万円)  
 [令和7年度補正予算額 4,970百万円]

## <対策のポイント>

「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の立ち上げ・自走の伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、広域的な産地連携の取組等を支援し、食料システム法に基づく食品事業者の事業活動を促進します。

## <事業目標>

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数 (1,000件 [令和12年度まで])
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数 (94件 [令和11年度まで])

## <事業の内容>

**1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業 24百万円** (前年度 24百万円)  
 地域食料システム構築・連携推進プラットフォームの設置・運営・情報発信を行うとともに、専門家派遣等による伴走支援や異分野のマッチング支援を行います。

**2. 地域型食品企業等連携促進事業 56百万円** (前年度 66百万円)  
**【令和7年度補正予算額】70百万円**

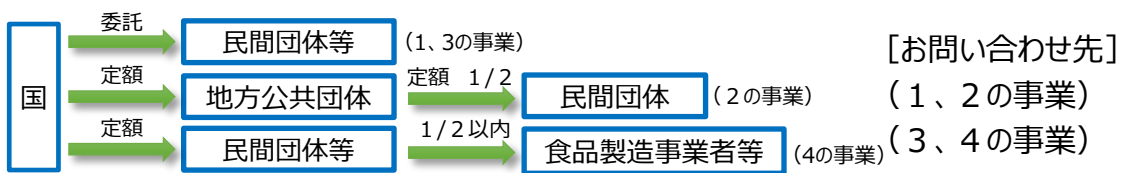
① **地域食料システムプロジェクト推進事業**  
 地方公共団体が行うコンソーシアム設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種の連携等による新たな食品ビジネス創出のための課題検討やマッチング会の実施等を支援します。

② **新規プロジェクト支援**  
 新たなビジネスを創出するプロジェクト (試作品開発・販路開拓等) や食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

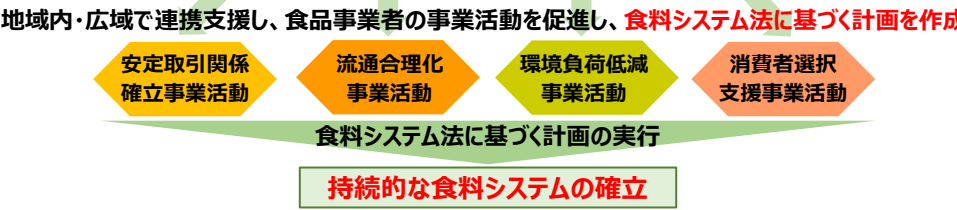
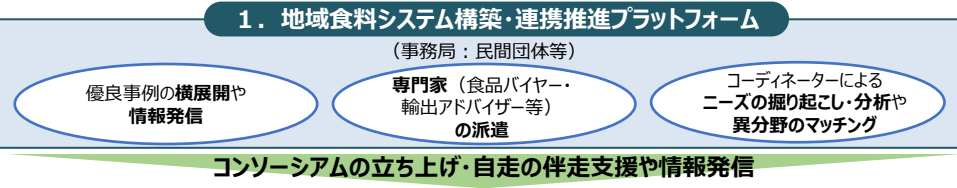
**3. 広域産地連携支援事業 10百万円** (前年度 18百万円)  
 食品原材料の安定調達に向け、地域を超えた産地連携の促進のため、食品事業者や農業者のほか、種苗会社、機械メーカー等で構成される「産地連携フォーラム」において、農業者等の理解醸成と食品事業者の生産技術等に関する知識向上の取組を行います。

**4. 産地連携支援緊急対策事業 【令和7年度補正予算額】4,900百万円**  
 食品製造事業者が産地を支援する取組 (食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等)、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063)  
 食品製造課 (03-6738-6166)

# 46 持続的な食料システム確立緊急対策事業

令和7年度補正予算額 4,970百万円

## <対策のポイント>

食品産業は、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っているが、輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっており、過度な輸入依存からの脱却を実現するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**による**国産原材料の安定調達**や、**付加価値の向上を図る取組**を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

## <事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

## <事業の内容>

### 1. 産地連携支援緊急対策事業

4,900百万円

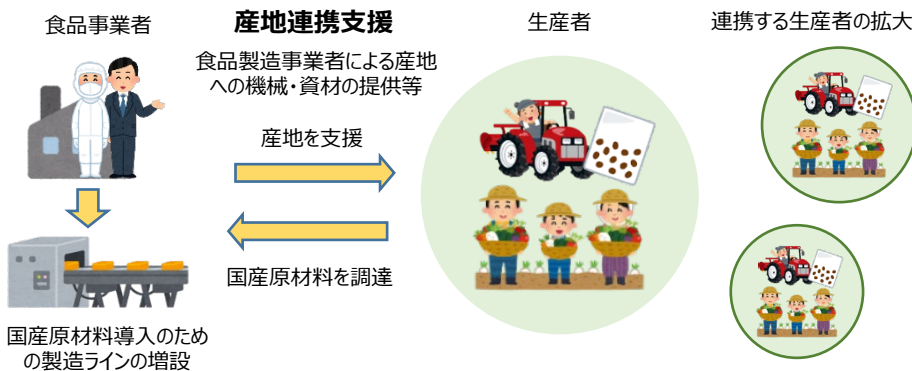
産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組**を支援します。

産地連携計画には、以下の取組を記載

- (1) 国産原材料の利用拡大（10%以上の取扱量の増加）
- (2) 連携する生産者の拡大
- (3) モデル事例として産地連携フォーラム等の活動への参画

## <事業イメージ>

産地と連携した原材料調達計画を策定した食品製造事業者に対する支援

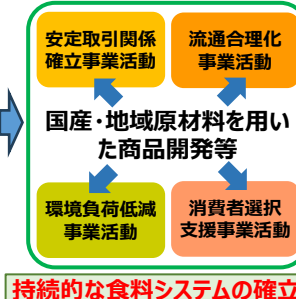


### 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

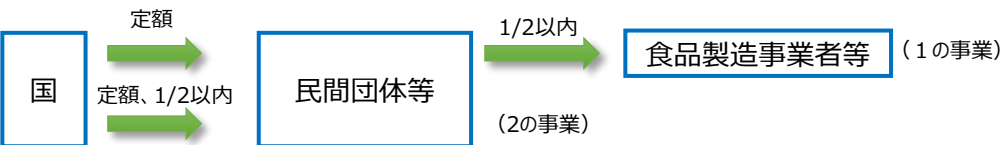
70百万円

地方公共団体等の支援機関が設置した地域コンソーシアムにおける、地域の食品産業と農林漁業者等関係者の**連携・協調の促進のための研修会やマッチング、国産・地域原材料を用いた商品開発**、地域の課題解決に活用可能な**新技術の研究・開発**等を支援します。

食料システム法（第11・12条）における「連携支援計画」に基づく事業活動等



## <事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6738-6166)  
 (2の事業) 企画グループ (03-6744-2063)

＜対策のポイント＞

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図り、企業間連携や中小企業を含む業界全体の取組を推進するため、サステナビリティ課題を解決するためのプラットフォームの運営やサステナビリティ課題に関する調査を行います。

＜事業目標＞

- 食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合の増加（40%（参考値：令和5年度）→50% [令和12年度まで]）
- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（41.6%（令和5年度）→100% [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

**1. 食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォームの運営**

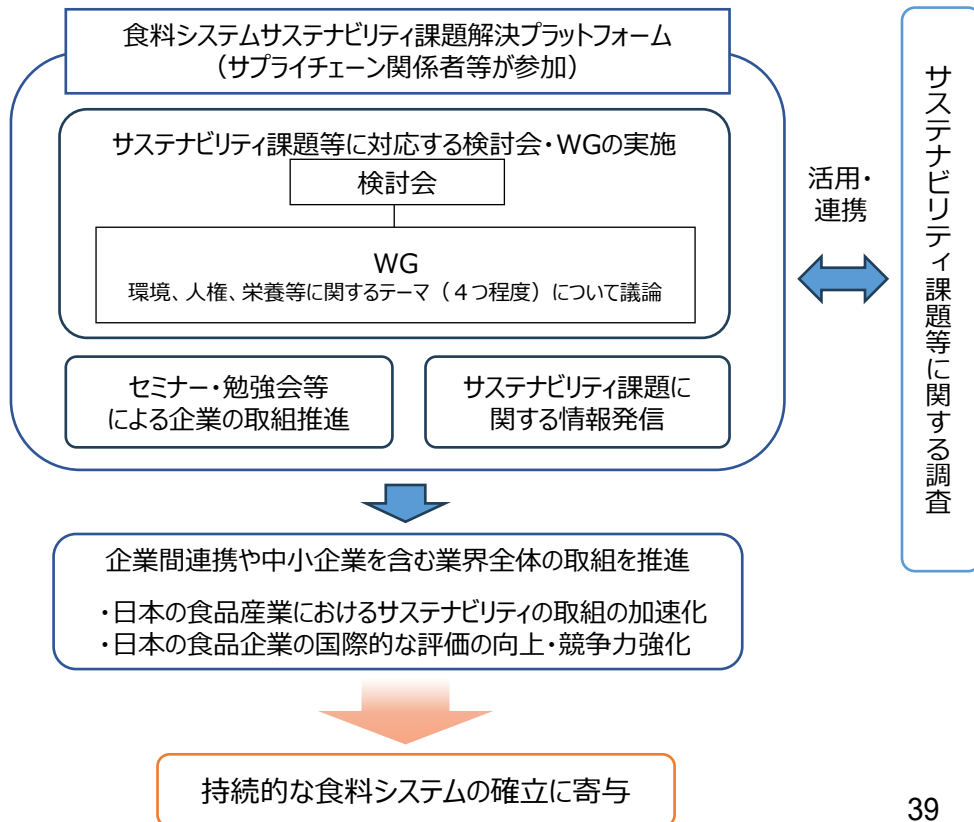
**45百万円**（前年度 45百万円）

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、サプライチェーン関係者が参画するサステナビリティ課題を解決するためのプラットフォームを運営します。個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図り、**企業間連携や中小企業のサステナビリティ課題認識の底上げによる業界全体の取組を推進**します。

**2. サステナビリティ課題等に関する調査**

**5百万円**（前年度 6百万円）

日本の食品産業のサステナビリティに関する取組（環境・社会への配慮の取組や持続可能性に配慮した輸入原材料調達の取組）の**実態等の調査**を行います。



＜事業の流れ＞



## <対策のポイント>

我が国の伝統的な食文化を次世代に継承していくため、和食文化を次世代に継承する人材の育成を推進するとともに、和食の付加価値創出の促進にも資する伝統食のデータベース化を図ります。

## <事業目標>

- ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」の継承
- 和食文化継承リーダーの育成（2,500人〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 和食文化を次世代に継承する人材の育成 2百万円（前年度 2百万円）

こどもたちや子育て世代に対して和食文化を伝える中核的な人材である「和食文化継承リーダー」を育成するため、和食文化の魅力と継承の方法を学ぶための研修（基礎・実践・実地）を実施します。

### 2. 伝統食のデータベース化 4百万円（前年度 4百万円）

地域固有の多様な食文化の保護・継承と和食の付加価値創出の促進を図る観点から、全国各地で古くから存在している地域の食材を基に、気候・風土など地域の特性を活用し、保存性、食味などを工夫しながら長年製造されてきた加工食品の歴史・特徴・レシピ等のデータベース化を行います。

## <事業イメージ>

### 和食文化を伝える中核的な人材の育成



こどもたちや子育て世代に対して、和食文化を伝える中核的な人材「和食文化継承リーダー」

#### 和食文化継承リーダー研修の流れ

- ① 専用テキストを使用したオンデマンド講座（基礎講座）を実施。
- ② オンラインのグループワーク研修（実践研修）を実施。
- ③ 受講者自身の職場等で実地研修を実施。
- ④ 全ての課程を終えた者を、和食文化継承リーダーとして登録。

### 和食の付加価値創出の促進に資する伝統食のデータベース化



農林水産省Webサイト「にっぽん伝統食図鑑」

#### 伝統食のデータベース化の流れ

- ① 業界団体等と協力し、掲載品目を選定し、原稿を作成。
- ② 大学・研究機関等の有識者を構成員とする委員会に諮り、掲載内容を精査。
- ③ Webページに掲載し、広く情報発信。

## <事業の流れ>



# 食品ロス削減総合対策事業

【令和8年度予算概算決定額 43百万円（前年度 43百万円）】

【令和7年度補正予算額 200百万円】

## <対策のポイント>

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

## <事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 食品ロス削減総合対策事業

43百万円（前年度 43百万円）

#### ① 食品ロス削減等推進事業

16百万円（前年度 16百万円）

食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

#### ② 食品ロス削減調査等委託事業

27百万円（前年度 27百万円）

企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの構築に向けた検討を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備、食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等の調査を実施します。

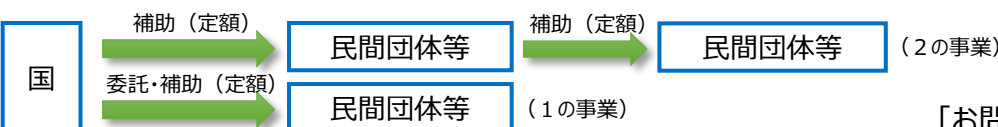
### 2. 食品ロス削減等緊急対策事業

【令和7年度補正予算額】200百万円

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を支援します。

- ① 食品ロス削減緊急対策モデル支援
- ② 未利用食品の供給体制構築緊急支援
- ③ 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 商慣習見直しの取組

#### 商慣習検討ワーキングチーム

- ・食品製造業・卸売業・小売業の代表、有識者等で構成
- ・フードチェーン全体での商慣習の見直し



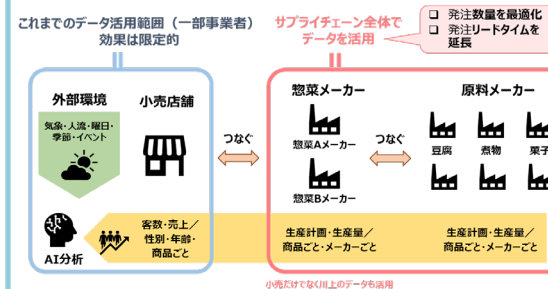
商慣習によって発生する食品ロスをフードチェーン全体で解決

商慣習見直しの取組を製造・卸売・小売の各業界に波及

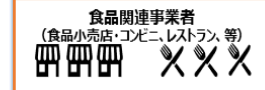


### 食品ロス削減に資する新たな技術の活用

#### <AI需要予測のサプライチェーン全体への適用>



### 食品リサイクル効率化



# 食品ロス削減等緊急対策事業

令和7年度補正予算額 200百万円

## <対策のポイント>

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けた**フードサプライチェーン全体における課題解決**や、食品企業における**未利用食品の寄附促進**につながる**供給体制の構築**、**食品リサイクルの効率化**等の取組を推進します。

## <事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進が進んでいない外食事業者等地域の関係者が連携した**食品リサイクルの効率化・ブランド化**、**地域の未利用資源の活用**に係る取組の**実証や横展開**等を支援します。

### 2. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、**提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネート**し、食品企業が**物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップ**で行うことが可能となる体制の**検討・実証**を支援します。

### 3. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

食品業界における**DXの推進**をはじめ、**サプライチェーン全体におけるAI需要予測**等の**精度向上**に向けた**実証**を支援します。

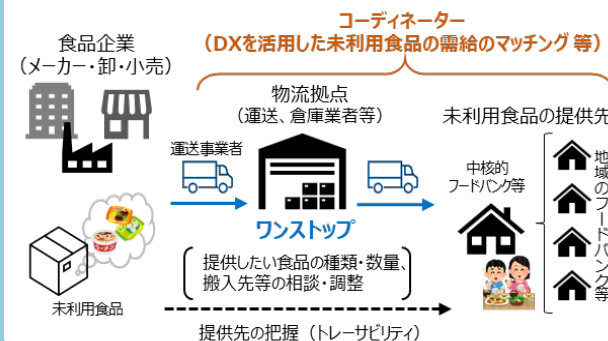
## <事業イメージ>

### 食品リサイクルの効率化等モデル支援

<食品リサイクルの効率化・ブランド化>

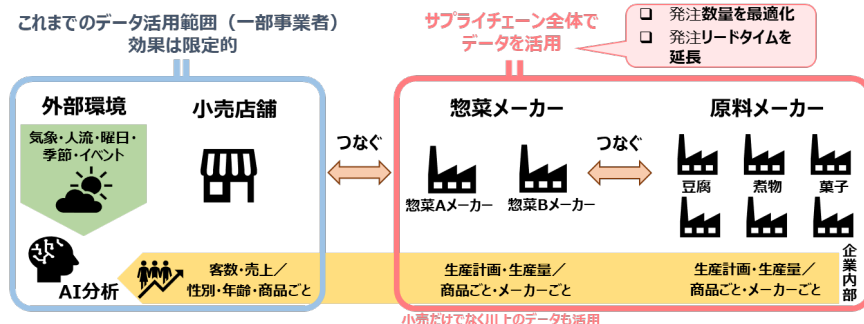


### 未利用食品の供給体制の構築



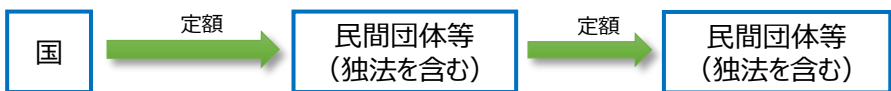
### 食品ロス削減に資する新たな技術の活用

<AI需要予測のサプライチェーン全体への適用>



小売だけでなく川上のデータも活用

## <事業の流れ>



# ○ 食品アクセス確保対策事業

令和8年度予算概算決定額 15百万円 (前年度 124百万円)  
〔令和7年度補正予算額 600百万円〕

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

## <事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加 (80% [令和12年度まで])
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加 (28,000t [令和12年度まで])

## <事業の内容>

**1. 食品アクセス確保対策事業** 15 (124) 百万円  
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能の強化を図ります。

**2. 食品アクセス確保緊急支援事業** 〔令和7年度補正予算額〕600百万円

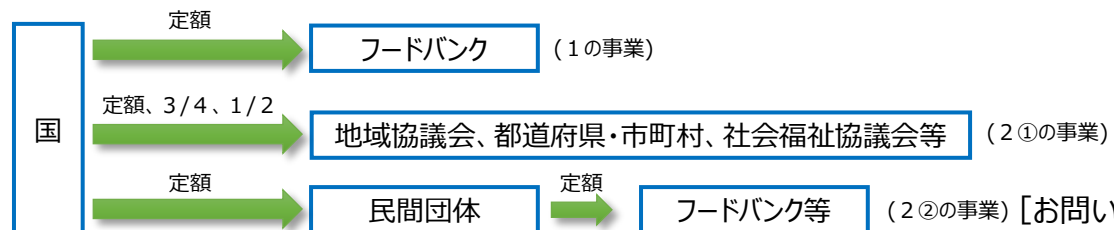
- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援  
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。
- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
  - イ 関係者間の調整役 (コーディネーター) の配置
  - ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
  - エ 課題解決に向けた計画の策定
- ② フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援  
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

## <事業イメージ>



未利用食品の取扱いを拡大  
多様な食料へのアクセスを確保

## <事業の流れ>



# ○ 食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

## <事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

## <事業イメージ>

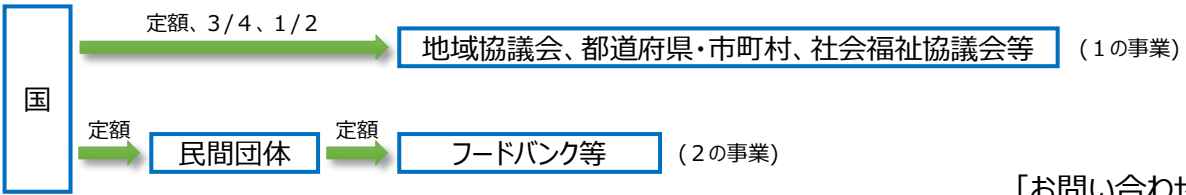
### [1について]



### [2について]



## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

米の需要拡大のため、米の付加価値への理解増進に繋がるよう、年代ごとの食生活や意識変化に対応した情報発信の取組を支援します。

## <事業目標>

米の需要拡大（消費量50.6kg/年・人 [R12年度]）

## <事業の内容>

米の需要拡大に向け、各世代の生活者が、それぞれの食生活や意識変化に沿った米の付加価値への理解を深められるよう情報発信等を行う。

### 1. 米と健康に着目した調査・広報支援事業

中高年層に向け、米の付加価値を調査・情報発信する取組を支援します。

### 2. 食べ方に着目した調査・広報支援事業

若年層、青年層に向け、ご飯の食べ方提案など、簡便化志向等に対応した多様な米食の魅力の普及を図る取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### (1) 米と健康に着目した調査・広報支援事業

<例>

### 新たな需要創造に寄与

米の機能性や米と健康に着目



### (2) 食べ方に着目した調査・広報支援事業

若年層の簡便化志向等に対応した多様な米食の魅力普及

スポーツや体調管理を意識する青年層への多様な米食の魅力普及



多様な米食の魅力  
付加価値



# 野菜・果実の摂取拡大対策事業

令和8年度予算概算決定額 3百万円（前年度 1百万円）

## <対策のポイント>

減少傾向にある野菜・果実の摂取量の増加に向けた施策を推進するため、野菜・果実に関する消費動向調査を実施します。

## <事業目標>

- 1人1日当たりの野菜及び果実の摂取量の増加  
(野菜: 256g/日 [令和5年度] → 350g/日 [令和14年度まで]、果実92.9g/日 [令和5年度] → 200g/日 [令和14年度まで])

## <事業の内容>

### 野菜・果実の消費動向調査

野菜・果実の摂取量増加に向けた施策を推進するため、逐次変化する野菜・果実の消費動向を把握します。特に、消費者ニーズや意識の変化、行動変容に向けた基礎データを得るため、性別・年齢層別等の属性ごとにアンケート調査・分析を実施します。

#### アンケート例

- ・野菜／果実の摂取意向
- ・野菜／果実の摂取理由
- ・野菜／果実の摂取形態
- ・野菜／果実の購入先、情報入手先 等

## <事業イメージ>

### 現状と課題

- 野菜・果実の摂取量は減少傾向に歯止めがかからず、令和5年の国民健康・栄養調査では過去最低を記録（野菜256g、果実93g・20歳以上1人1日当たり）。
- 若年層は摂取量が少ないことや、高齢層は摂取量は多いものの近年の減少幅が大きいことなど年齢層や性別によって、摂取量や経年変化の状況が異なる。
- これまでの「運動論」による推進だけでは、摂取量の改善が図られていないため、施策の再構築が必要。
- 国民の健康維持・増進、さらには野菜・果樹農業の維持拡大のために、摂取量の維持・拡大を図る必要がある。

### 調査・分析

### ○野菜・果実の消費動向調査（アンケート調査・分析）



- ・経済性志向……
- ・簡便化志向……
- ・その他の要因……

### 今後の野菜・果実の摂取拡大に向けた施策の再構築

野菜・果実の摂取拡大  
生産者の所得向上

## <事業の流れ>



[お問い合わせ先]

農産局園芸作物課 (03-3501-4096)

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

＜事業目標＞

有機農業の面積（6.3万ha [令和12年]）

＜事業の内容＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

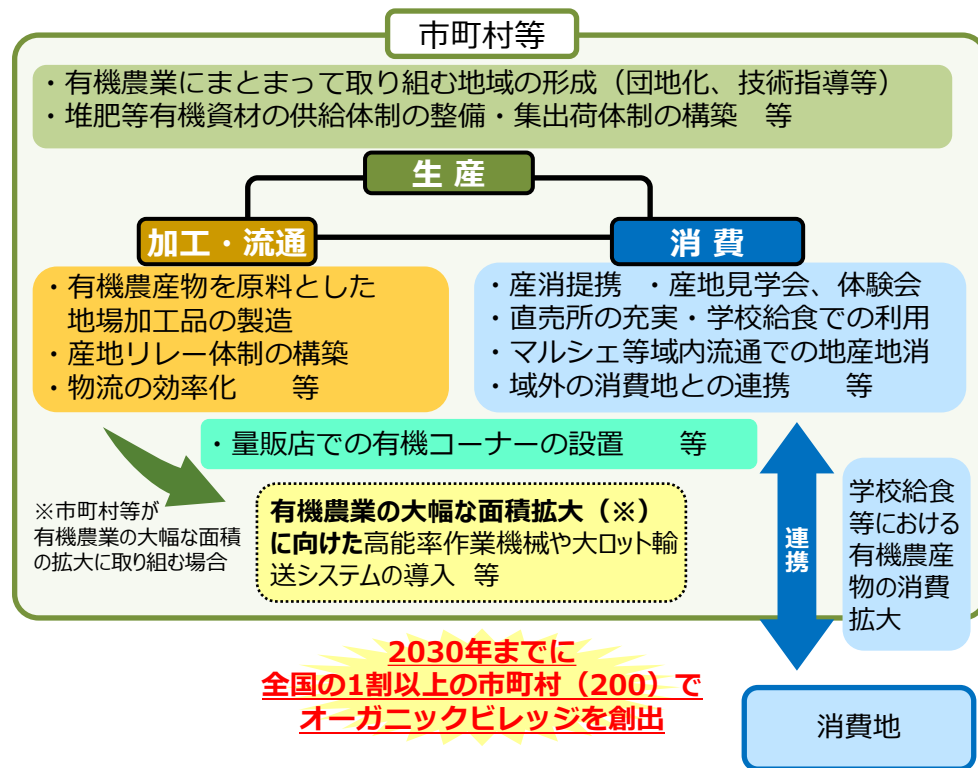
2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



**オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開**

<対策のポイント>

有機農業の拡大に向けた環境づくりを推進するため、民間団体が行う、**産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援**や、**農業者の技術習得等による人材育成**、有機農業の栽培技術を広域的に指導する**活動等**を**一体的に行う取組**や、有機農産物等の通年供給とロット拡大に向けた**共同調達・共同利用**、消費拡大に資する**消費者理解醸成**の取組等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積拡大（6.3万ha [令和12年]）
- 有機農業者数の増加（3.6万人 [令和12年]）
- 有機食品の国産シェア拡大（84% [令和12年]）
- 国内の有機食品市場の拡大（3,280億円 [令和12年]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

**1. 有機農業新規参入促進事業**

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援します。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

**2. 有機農産物等の共同調達・共同利用等支援事業**

(1) 有機農産物の利用拡大を推進するため、以下の取組を支援します。

- ①有機農産物等の産地間連携実証
- ②生産規模・ニーズに応じた販売戦略の策定

(2) 国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

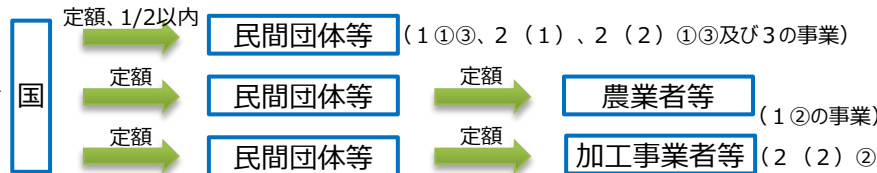
**3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業**

国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114)

# 農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

## <事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

### （関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

### 1. 地域資源活用価値創出推進事業

#### ① 地域活性化型



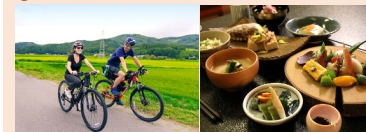
地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

#### ② 創出支援型



官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

#### ③ 農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

#### ④ 農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業

#### ① 定住促進・交流対策型 産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

#### ② 農泊推進型



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修  
遊休施設を活用した滞在施設の整備

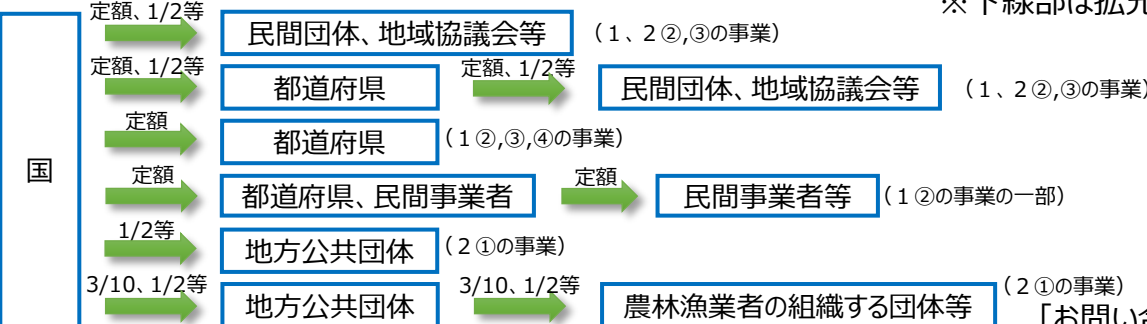
#### ③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

## <事業の流れ>

※下線部は拡充事項



# 農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

## <事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

### 2. 都市農業共生推進等地域支援事業

#### ① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

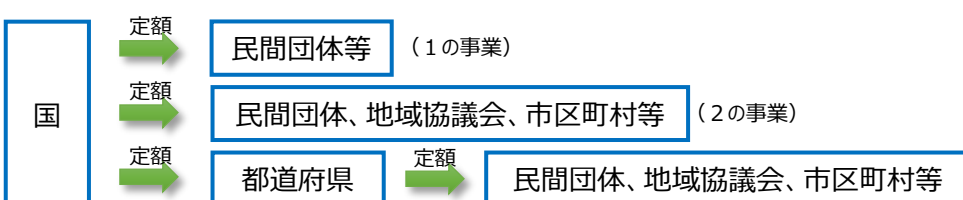
#### ② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

#### ③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

### ● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

### ● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

### ● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



### <各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加 pointsにより優先。



貸借



都市農業者 (担い手)

# 97 持続可能な水産加工流通システム推進事業

令和8年度予算概算決定額 582百万円（前年度 582百万円）  
〔令和7年度補正予算額（原材料転換対策）804百万円〕

### <対策のポイント>

海洋環境の激変による原材料不足や、人手不足といった水産加工・流通が直面する喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者による課題解決のための取組、加工原材料の安定供給を図る取組、「さかな×サステナ」をコンセプトとした水産物消費拡大に向けた取組を支援します。

### <事業目標>

- 水産加工連携プラン支援事業の優良事例の全国的な横展開（5件以上 [令和14年度まで]）
- 対象水産物の産地価格の変動（乱高下）の抑制（変動係数0.25以内 [令和14年度まで]）
- 魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人 [令和14年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 水産加工連携プラン支援事業

水産物を持続的かつ安定的に供給するため、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家が幅広く連携して行う、水産加工流通の課題解決のための取組を総合的に支援します。

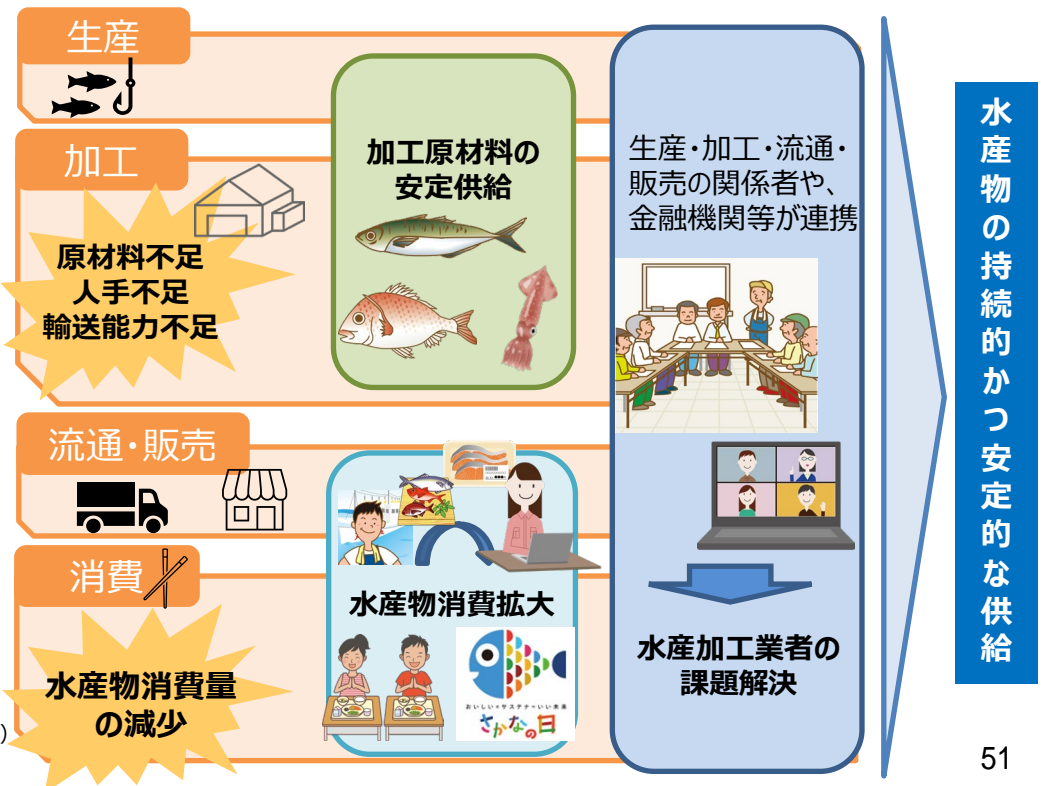
#### 2. 特定水産物供給平準化事業

水産加工業者への加工原材料の安定供給を図るため、漁業者団体等が行う水産物の買取り・冷凍保管・販売の取組を支援します。

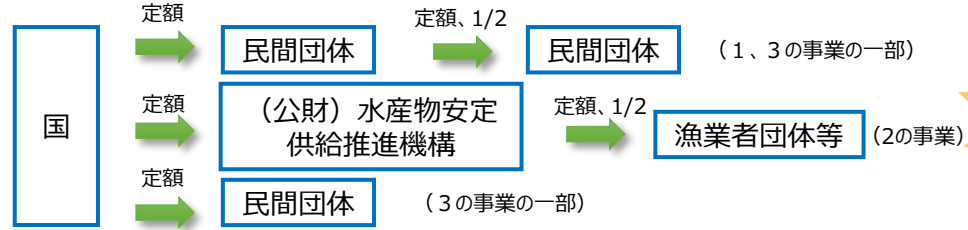
#### 3. 持続可能な水産物消費拡大推進事業

持続可能な水産物の消費拡大のため、学校給食等を活用した魚食普及活動、「さかなの日」賛同メンバーの連携による水産物の消費拡大の取組を支援します。

### <事業イメージ>



### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁加工流通課（03-3502-8203）

# 海業振興支援事業

令和8年度予算概算決定額 250百万円（前年度 275百万円）

〔令和7年度補正予算額 302百万円〕

## <対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証**、地域において海業に一步を踏み出すための**調査、効果分析、取組の実証等**を支援し、**海業の全国展開を加速化**します。

## <事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 海業振興支援事業

#### 海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を推進するため

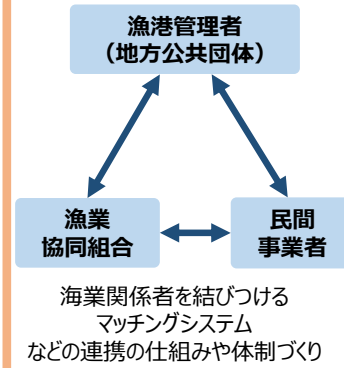
モデル形成により横展開を図り、活用推進計画策定を推進するため

地域において海業への一步を踏み出し、活用推進計画策定を推進するため

#### 1① 海業推進調査事業

#### 1② 海業立ち上げ支援事業

#### 2 海業取組促進事業



#### 各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。  
 ※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。

〔お問い合わせ先〕 水産庁計画・海業政策課（03-3506-7897）

### 1. 海業立ち上げ推進事業

#### ① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等**を実施します。

#### ② 海業立ち上げ支援事業

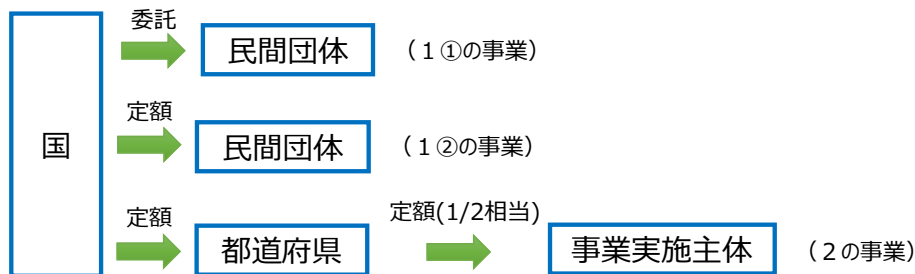
海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区**において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、**活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくり**を支援します。

※ぎょしょく：魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる考え方

### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために**必要な調査、効果分析、取組の実証等**を支援します。

## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用を緊急的に促進**するため、**モデル地区における実証**や、地域において海業に一步を踏み出すための**調査、効果分析、取組の実証等を支援**し、**海業の全国展開を加速化**します。

## <事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

### 1. 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において**、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎょしょく」の拡大、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、**活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために**必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援**します。

## <事業イメージ>

### 海業振興緊急支援事業

#### 海業の全国展開の加速化に向けて

モデル形成により横展開を図り、活用推進計画策定を推進するため

#### 1 海業立ち上げ支援事業



漁港施設用地を活用した取組の実証（漁業体験）

釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）



地域において海業への一步を踏み出し、活用推進計画策定を推進するため

#### 2 海業取組促進事業



漁港管理者、漁業者・専門家等による調査、計画検討

水産物消費増進に向けた朝市での実証

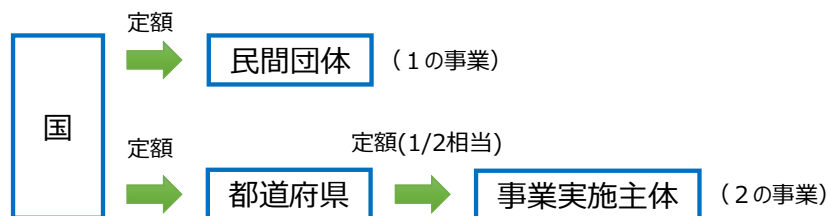


各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。

※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。

## <事業の流れ>



### <対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進、災害時の迅速な施設復旧等の取組を支援**します。

### <事業目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

#### 浜の活力再生プラン（浜プラン）

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用、働き方・就労環境改善への取組等**を支援します。

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

#### 2. 水産業強化支援事業

#### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、プラン策定地域における密漁防止対策、災害時の迅速な施設復旧等**を支援します。

#### 2. 水産業強化支援事業

##### <ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

##### <ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

#### 3. 海業推進事業

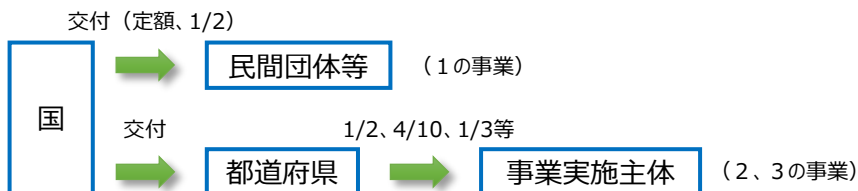
海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備、災害時の迅速な施設復旧**を支援します。

#### 3. 海業推進事業

##### <ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

### <事業の流れ>



# ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、 (1) ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 令和8年度予算案額 6.6億円 (4.0億円)

## 事業の内容

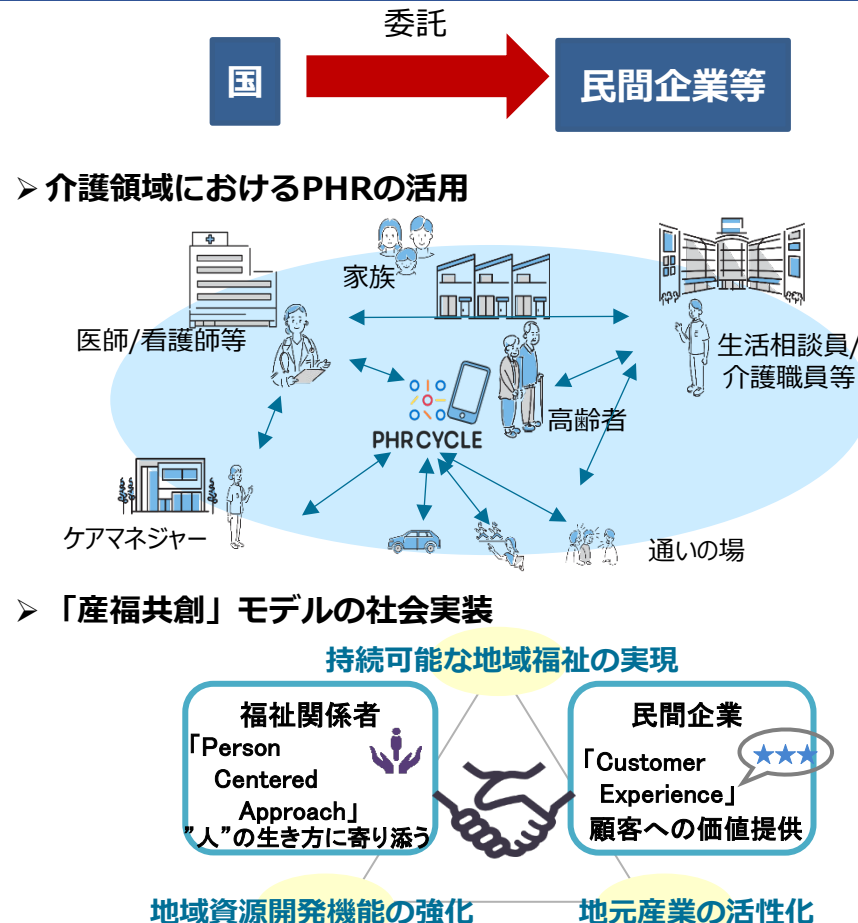
### 事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

### 事業概要

- ① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のより効果的な取組の評価・分析や情報開示の推進、若年層等への更なる普及拡大、国際的な需要喚起等に取り組む。
- ② 個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、医療・介護等の領域において、サービス利用者自身の健康等情報である Personal Health Record（以下「PHR」）を利活用したユースケースの創出を推進する。また、これらのサービスの利活用に加えて、生成AI等の新たな技術をヘルスケアサービスに利活用するための、環境整備に取り組む。
- ③ 多様化する介護需要への対応として、「産福共創」モデルの社会実装を通じた高齢者・介護関連サービス産業の振興に取り組むとともに、働く家族介護者の仕事と介護の両立支援、介護に関する社会機運醸成に関する取組を推進する。
- ④ ヘルスケアスタートアップの成長と国内外での事業展開を後押しするため、地域の医療機関・介護施設等のフィールドとのマッチングやエビデンス構築、実証体制確立等を支援する「社会実装推進拠点」の整備を強化するとともに、海外展開や薬事対応等ヘルスケア分野の特色を踏まえたアドバイスが可能な専門家による伴走支援を実施する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



## 成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。



【令和8年度予算(案) 150百万円(150百万円)】  
 【令和7年度補正予算額 150百万円】

## 食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標(2030年までに2000年比半減)の早期達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

### 2. 事業内容

#### 1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体における食品ロス量実態把握・発生要因の分析・調査支援

#### 2. 消費者等の行動変容の促進

- 家庭系食品ロス削減に関する取組の地域実装支援と効果検証
- mottECO導入拡大に向けた伴走支援
- 食品ロスポータルサイトの拡充

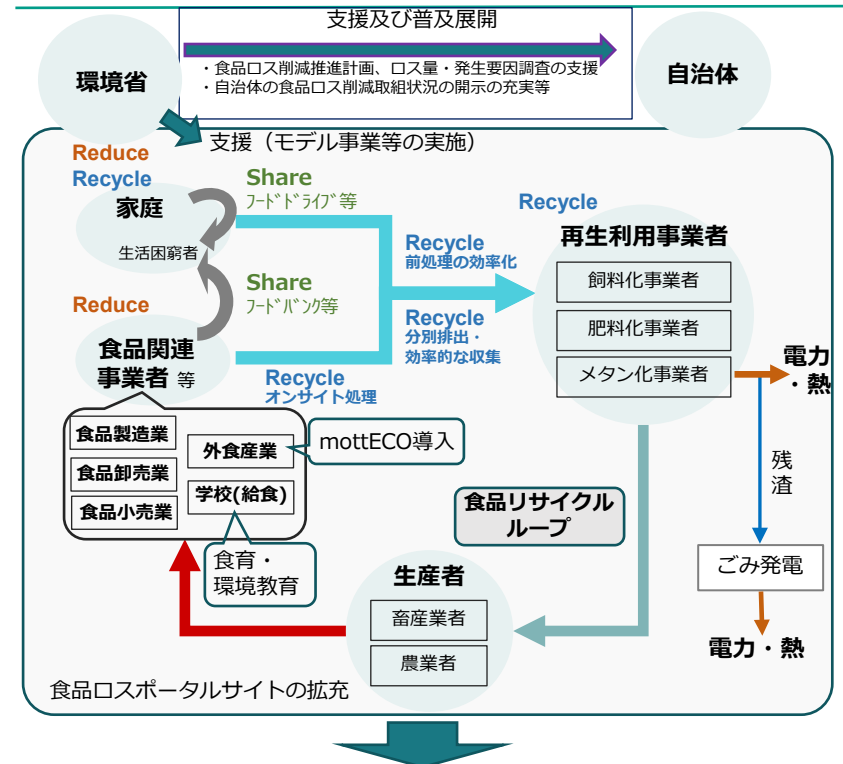
#### 3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導
- 食品循環資源の再生利用等実施率向上に向けた支援と効果検証

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

### 4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の早期達成と再生利用等実施率の向上

# 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業

【令和8年度予算(案) 1,759百万円(3,174百万円)】  
【令和7年度補正予算額 510百万円】



デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

## 1. 事業目的

「デコ活」の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進等を実施する。

## 2. 事業内容

### (1) デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

- ① デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を推進する。
- ② H29～R7年度に行われたナッジの成果について、実証から実装へどのようにデコ活に結び付けていくかの検証を行うとともに、国内外の事例を調査しマニュアル化、広く一般に普及するための検討を行う。
- ③ マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。
- ④ 昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。
- ⑤ グリーン製品・サービスの需要創出に向け、当該製品等の消費者への効果的な価値訴求方法等についてのモデル実証を行う。

### (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

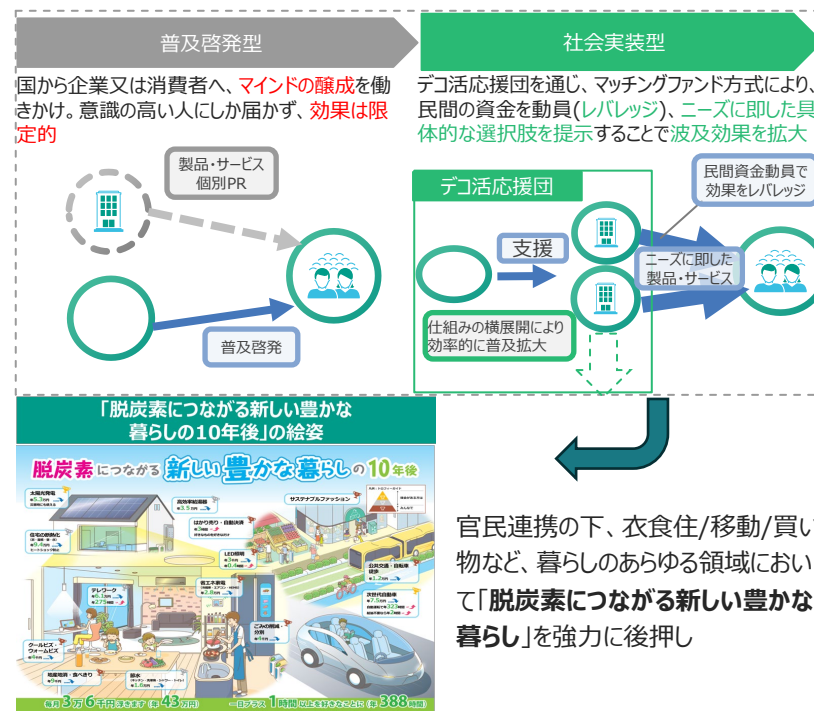
温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））  
(2) 委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）
- 委託先・補助対象： 委託事業：民間事業者・団体等  
補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間： (1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し